

※申請の流れ

佐賀県 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり 電子申請サービス 利用情報

★利用者情報
ログイン
新規登録

Q 申請を探す
目的で探す
イベントで探す
キーワードで探す
募集で探す
体験版
認証で探す

初めて利用される方
電子申請とは
電子署名について
注意事項
利用規約
個人情報の取り扱い

お知らせ
【重要】
下記の電子申請については「調整中」のため、ご利用できません。
ご迷惑をおかけいたします。
.....
手続名：麻薬免許に関する手続
申請・届出名：業務廃止届（麻薬）
.....
手続名：麻薬免許に関する手続
申請・届出名：免許証記載事項変更届（麻薬）

◆ 電子申請可能な申請の一覧
現在、37件の電子申請が可能です。

分類	手続	申請・届出名
くらし・子育て	育児学生住所・氏名・職業変更届 佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証） 県税関係 メルマガサービス「さが移住通信」	育児学生住所・氏名・職業変更届 佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）交付申請書 住所等変更依頼書 メルマガサービス「さが移住通信」会員登録
健康・福祉	感染症発生動向調査 助産所関係事務	感染症発生動向調査（基幹定点インフルエンザ入院票） 助産所関係事務
しごと・産業	火災類取締法に関する手続 報告事務 佐賀県電子申請システムに関する手続	保安検査申請書（火災類取締法） 適正計量管理事業所報告書 計量証明事業所報告書 届出修理事業所報告書 各種照会に対する回答・報告 製造施設完成検査（変更）申請書 第一種貯蔵所完成検査（変更）申請書 第一種貯蔵所完成検査（新規）申請書 保安検査申請書（高圧ガス） 製造施設完成検査（新規）申請書 公文書開示請求書 令和5年度教職員採用内定者の初任給に関する調査 体験版 認証 体験版 イベント等申込 体験版

一覧の中から「建設業許可申請書及び経営規模等評価申請書（建設業許可・経営事項審査電子申請システム）」の項目を選択してください。

申請の流れ
内容確認 申請入力 申請中 納付 審査/決裁 完了

申請・届出の説明

申請の概要

概要説明	建設業許可・経営事項審査電子申請システムは、建設業法に基づき申請等をインターネット上で行えるようにし、申請者等の利便性の向上、審査事務の効率化を図ることを目的として、国土交通省主導で全国一斉に令和5年1月から運用が開始される予定となっている。佐賀県では、当該電子申請システムによる手数料収納について、佐賀県既存のシステムである電子収納システムにより行う予定である。
受付期間	随時
申請・届出の窓口	県土整備部 建設・技術課建設業担当
根拠法令及び規則等	建設業法
該当条文等	建設業法第5条及び第27条の23第1項
案内・注意事項	ご覧ください。
備考	添付書類4参照

手数料について

手数料・使用料の有無	有
手数料・使用料	金額は申請到達後に確定します。
手数料の説明	<p>【建設業許可申請】 90,000円 (既に他の建設業について知事がした許可と建設業法第3条第1項各号に掲げる区分を同じくする建設業の許可にあっては、50,000円)</p> <p>【建設業許可更新申請】 50,000円</p> <p>【経営規模等評価】 8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額</p> <p>【総合評価値通知】 400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額</p>

電子申請

電子署名	不要
利用者ID登録	必須
申請	申請開始

様式ダウンロード
[別添④手数料.docx](#)

お問い合わせについて

お問い合わせ先	県土整備部 建設・技術課建設業担当
電話番号	0952-25-715
メール	kensetsu-gijyus@pref.saga.lg.jp
URL	

[次へ](#)

【案内・注意事項】に載せられる場合は、下の画面がブラウザで開きます。

佐賀県手数料案内・別表第1から抜粋

事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額	
360 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可申請に対する審査	建設業の許可を申請する者	建設業許可申請手数料	90,000円（既に他の建設業について知事がした許可と建設業法第3条第1項各号に掲げる区分を同じくする建設業の許可にあっては、50,000円）	
361 建設業法第3条第3項の規定に基づく建設業の許可の更新の申請に対する審査	建設業の許可の更新を申請する者	建設業許可更新申請手数料	50,000円	更新申請のとき
365 建設業法第27条の26第1項の規定に基づく経営規模等評価	経営規模等評価を申請する者	経営規模等評価手数料	8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額	評価申請のとき
366 建設業法第27条の29第1項の規定に基づく総合評価値の通知	総合評価値の通知を請求する者	総合評価値通知手数料	400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額	通知請求のとき

IDなし申請の手順

- (1) 申請開始 をクリックします。

電子申請	
署名の有無	不要
利用者ID登録	不要
申請	申請開始

お問い合わせ先 佐賀県政府総合課
電話番号 0952-25-7360
メール kikaku@pref.saga.lg.jp
URL

次へ

トップページへ

- (2) 「ID登録をしないで申請される方はこちら」にチェックをいれます。

ログイン

ID登録をしないで申請される方はこちら
ログインせずに申請される方は、申請に使用するメールアドレスを入力して送信ボタンをクリックしてください。申請情報を入力する画面を開くURLを指定されたメールアドレスに送付します。
※URLの有効期限：発行から24時間

申請用メールアドレス：
申請用メールアドレス(再入力)：

送信

ID登録利用 (またはIDを登録) して申請される方はこちら
利用者IDをお持ちの方は、下記の利用者IDとパスワードを入力して【ログイン】ボタンをクリックしてください。利用者IDをお持ちでない方は、**利用者登録**を行ってください。

利用者ID：
パスワード：

ログイン

(※5回ログインに失敗すると利用者IDはロックされますので、ご注意ください。)

パスワードを忘れた方はこちらへ。パスワード再設定します。

トップページへ

- (3) 申請用メールアドレスを入力し、[送信] をクリックします。

ログイン

ID登録をしないで申請される方はこちら
ログインせずに申請される方は、申請に使用するメールアドレスを入力して送信ボタンをクリックしてください。申請情報を入力する画面を開くURLを指定されたメールアドレスに送付します。
※URLの有効期限：発行から24時間

申請用メールアドレス：
申請用メールアドレス(再入力)：

送信

ID登録利用 (またはIDを登録) して申請される方はこちら
利用者IDをお持ちの方は、下記の利用者IDとパスワードを入力して【ログイン】ボタンをクリックしてください。利用者IDをお持ちでない方は、**利用者登録**を行ってください。

利用者ID：
パスワード：

ログイン

(※5回ログインに失敗すると利用者IDはロックされますので、ご注意ください。)

トップページへ

- (4) 送信されたアドレスに「申請ページURLのお知らせ」メールが届くのでURLをクリックして申請画面を開きます。
※URLの有効期限は24時間です。



申請・届出名

建設業許可申請書及び経営規模等評価申請書

登録されているメールアドレス

matsushita@kplex.co.jp

申請後のメール通知は上記のアドレスに送付されます。別のアドレスに送付を希望する場合は、メールアドレスを変更してください。

ヘルプ

操作方法
郵便番号検索

保存・読込

入力内容を一時保存します。

入力内容の保存

一時保存した入力内容を読み込みます。

読込(xmlファイル):

ファイルの選択 ファイルが選...れていません

入力内容の読込

こちらで一時保存、一時保存したファイルの読み込みが可能です。

申請入力

申請日	2022/10/20 令和4年10月20日
氏名(必須)	<input type="text"/>
氏名(フリガナ)(必須)	<input type="text"/> ※全角カタカナで入力してください。
郵便番号(必須)	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="button" value="郵便番号から住所設定"/> ※半角数字で入力してください。
住所(必須)	<input type="text"/> ※全角で入力してください。
電話番号(必須)	<input type="text"/>
メールアドレス(必須)	<input type="text"/>
納付額(必須)	<input type="text"/> 円 ※半角数字で入力してください。

金額は、電子申請システムの手数料納付画面上で表示された金額を入力してください。

操作

戻る

内容確認

納付

以下の内容で手数料をお支払いください。

収納機関名	佐賀県
納付区分	前納(到達時)
手数料	金額は申請到達後に確定します。
手数料の説明	<p>【建設業許可申請】 90,000円 (既に他の建設業について知事がした許可と建設業法第3条第1項各号に掲げる区分を同じくする建設業の許可にあっては、50,000円)</p> <p>【建設業許可更新申請】 50,000円</p> <p>【経営規模等評価】 8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額</p> <p>【総合評価値通知】 400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額</p>
納付内容	建設業許可等手数料
支払期限	5日
支払期限の説明	申請から5日以内に金融機関へお支払ください。

次へ

戻る

トップページへ

申請をキャンセルする

※申請時は建設業許可・経営事項審査に関する記載になっています。

申請完了

申請データを送信しました。
申請内容や処理状況については、申請履歴からご確認ください。

手続き名: 火災類取締法に関する手続き
申請・届出名: 保安検査申請書(火災類取締法)
申請番号: 0100217720160913100001
申請日時: 2016/09/13 17:14:53

本システムから「申請到達のお知らせ」等のメールが、入力又は登録されたメールアドレスに送信されます。
必ずメールの内容を確認してください。

メールが送信されない場合は、入力又は登録されたメールアドレスが誤っている可能性があります。
この場合は、下記サービスデスクへお問い合わせください。
よろしければ、下記ボタンをクリックしてアンケートにご協力ください。

アンケート

手数料のお支払いについて

引続き手数料の支払いを行う方は金融機関を選択し「支払い」を押してインターネットバンキングでお支払いください。
後戻り操作はできません。

収納機関名	41000:佐賀県
納付番号	1502282950001701000
種別番号	4800
納付区分	301
申請者名	松下 防人
手数料	37000円
納付内容	保安検査申請の手数料

金融機関の選択: [みずほ銀行]

支払い(金融機関サイトに遷移します)

トップページへ

- A. 申請処理の結果を表示します。
- B. 支払い情報(納付情報)
申請時に入力した金額等の情報から作成された支払い情報(納付情報)が表示されます。
- C. 金融機関の選択
このページから直接金融機関の支払いページへ移動して支払いを行なう(情報リンクによる支払い)場合に、支払いを行なう金融機関をリストの中から選択します。
- D. 「支払い」ボタン
C欄で選択した金融機関での支払いを実行します。
金融機関サイトへ遷移後の操作が不明の場合はご利用の金融機関へお問い合わせ下さい。

【参考】IDなし申請の場合は当該手順は不要です。

4.2 利用者登録(一般ID)

一般利用者IDは、以下の手順で登録します。

- ① 仮登録: 利用者が申請に使用するメールアドレスを利用者登録キーとして登録し、仮登録を行なう。
メールアドレス宛に本登録画面へのURLリンクを記載したメールを送信する。
- ② 本登録: 送付されたメールから登録画面を開き、必要事項を入力して本登録を行なう。

4.2.1 仮登録を行なう

一般IDの仮登録は、電子申請のユーザ登録ページ画面を開くことで行ないます。
申請Topページの左側上部に表示されている「新規登録」ボタンをクリックし、利用者仮登録画面を開きます。

F. 新規登録画面へのリンク
電子申請トップページの左上側にある赤枠領域の「新規登録」をクリックすることで利用者仮登録画面を開きます。

G. 利用者の仮登録
申請に利用する(利用者情報として登録する)メールアドレスを入力します。
メールアドレス入力後、「送信」ボタンをクリックします(システム上ではメールアドレスで利用者仮登録が行われます)。

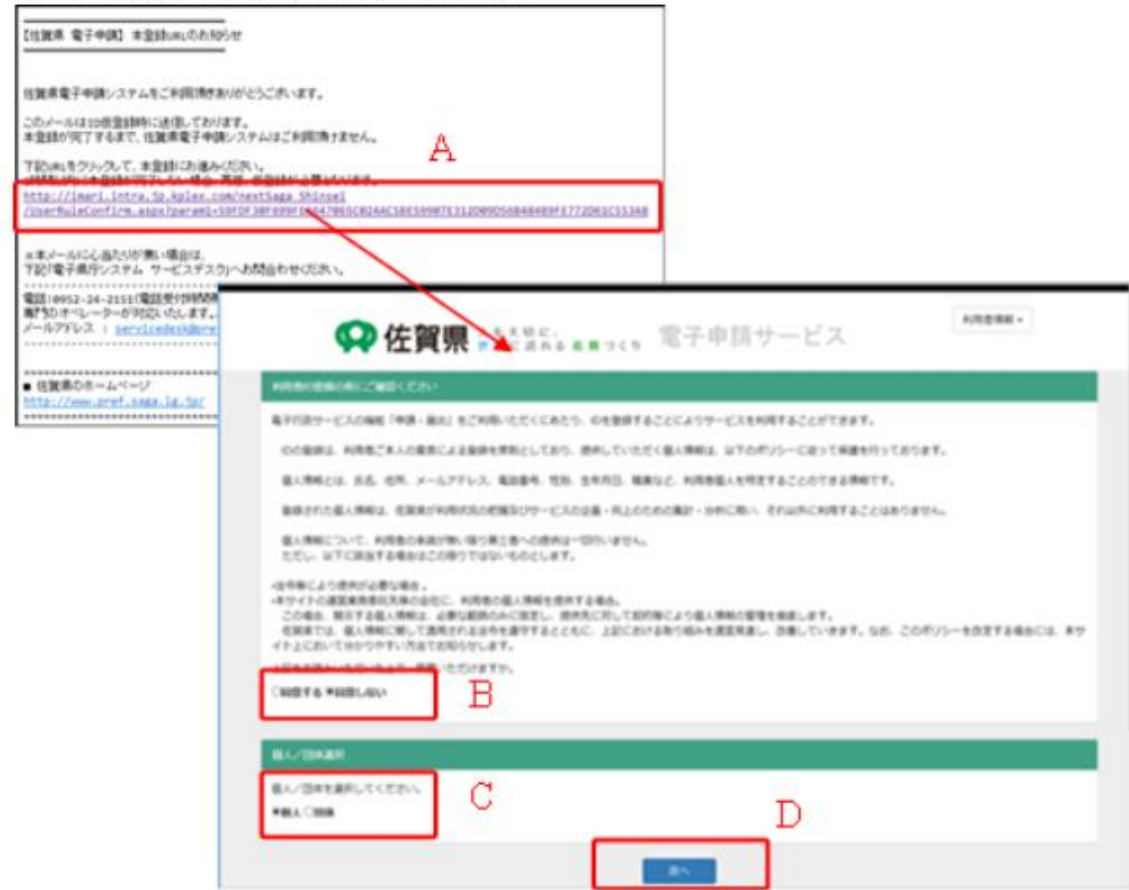
- 入力されたメールアドレス宛に、利用者本登録画面へのURLリンクを記載したメールが送信されます。
- H. 本登録URLをメール送信
 - B. で指定したメールアドレスへ、本登録画面変更URLリンクが記載されたメールが送信されます。

(注) 携帯やスマートフォン等のキャリアメールの場合、受信拒否やドメイン拒否等の設定により本メールが届かないことがありますのでご注意ください。
また、メールが届かない場合、迷惑メールに分類されてしまっているケースもありますのでご注意ください。

4.2.2 利用者本登録を行なう

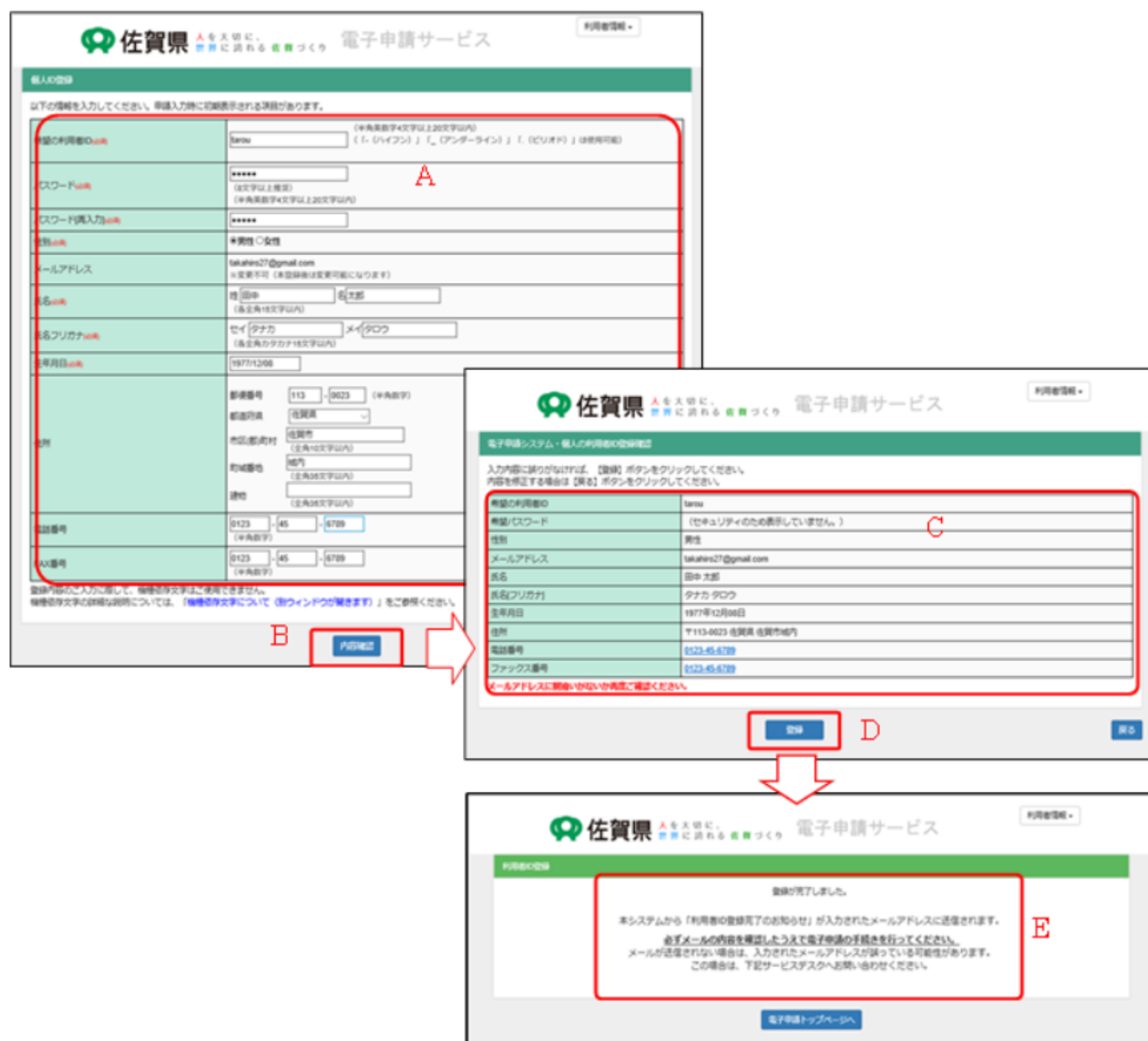
仮登録処理で送信されたメールに記載されている本登録画面へのURLリンクをクリックし、利用者本登録画面を開きます。

① 利用者本登録の画面を開きます。



- A. 利用者本登録画面を開く
仮登録したメールアドレス宛に送付されたメール本文に記載された本登録画面へのURLリンクを開きます。
- B. 個人情報の取り扱いへの同意
利用者(一般ID)登録するにあたって個人情報取り扱いに関する取り扱いへ同意します。同意していただけない場合、利用者本登録は行なうことができません。
- C. 個人/団体の選択
個人利用者として登録するか、団体利用者として登録するかを選択します。
- D. 本登録画面を開く
BおよびCの選択を行なったのち、「次へ」ボタンをクリックして利用者本登録画面を開きます。

② 利用者情報登録画面で情報を入力する。



- A. 利用者情報入力画面で、各項目を入力する
“必須”と記載されている項目は必ず入力してください。
また、メールアドレスは変更できません(変更は利用者登録後、システムにログインして行なうことができます)。
- B. 各項目入力後、「内容確認」ボタンをクリックする
入力内容を確認する画面が開きます。
- C. 入力内容の確認する
入力した内容を確認します(ただし、パスワードは表示されません)。
- D. 利用者登録を実行する
入力内容の確認後、登録ボタンをクリックし、利用者登録処理を完了する。
- E. 利用者登録完了を知らせる画面が開きます。
併せて、登録メールアドレス宛に登録完了を知らせるメールが送信されます。